

平成19年度 産地づくり計画書

東郷町地域水田農業推進協議会

1 共通事項

- (1) 本協議会の範囲
本協議会の範囲は東郷町とする。
- (2) 助成対象となり得る水田等の確認方法
水稲生産実施計画書、過去の生産調整実績等
(8月1日においてかい廃、農地転用が行われていないかどうか)
(畦畔、はざ場等が含まれていない田本地面積であるかどうか)
- (3) 生産調整実施者の確認方法
水稲生産実施計画書に記載する水稲作付面積と当該農業者の水稲共済引受面積との突合を行うほか、水田農業構造改革対策実施要綱第6の規定に基づき本協議会が確認する。
- (4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法
東海農政局から提供された情報
- (5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全てを満たす場合における取扱い
同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合
米価下落に対する助成は、米助成、農地流動化助成及び作業受託助成と重複して交付できるものとする。
米助成は、農地流動化助成又は作業受託助成と重複して交付できるものとする。
ひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件を満たす場合
産地づくり事業と新需給調整システム定着交付金助成事業の助成要件が同一の場合、重複して交付できるものとする。
- (6) その他の共通事項

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位:円)

		都道府県協議会からの配分額	活 用 額				
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業
				稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分		
産地づくり交付金		2,470,000	2,470,000				
稲作構造改革促進交付金	基本部分	2,803,000		0		2,803,000	0
	担い手集積加算	401,000			401,000		0
計		5,674,000	2,470,000	0	401,000	2,803,000	0

記入上の注意

活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。

(2) 用途ごとの活用計画

(単位 : 俵、ha、円、円 / 10a)

用途 の分類 (記号 番号)	助成金の用途の名称	助成対象面積 (数量)	活 用 額 (円)				計	助成 単価	支払 時期	備 考	
			産地づくり 事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革 促進事業					担い手集積加 算事業
				基本部分から の活用額	担い手集積加 算からの活用 額						
1 2 2	米助成	(俵) 580	580,000	0	0		580,000	1,000	3月		
D 3 1	農地流動化助成	(ha) 40.0	800,000	0	0		800,000	2,000	3月		
D 4 1	作業受託助成	(ha) 下表参照	1,090,000	0	401,000		1,491,000	下表	3月		
	米価下落等の補てん(基本部分)	(ha) 16.5				2,803,000	2,803,000	17,000	3月		
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	当年度分	(ha) 0				0				
		(前年度分)	(ha) 0					0			
	計		2,470,000	0	401,000	2,803,000	5,674,000				

作業委託助成は、産地づくり交付金を産地づくり特別加算事業より優先的に活用する。

記入上の注意

- 1 助成金の用途の名称の欄は、各用途ごとに記入すること。
- 2 前年度までの担い手集積加算の未払い分がある場合には、その欄に記入すること。

《作業受託助成の内訳》

作業区分	助成対象面積 (ha)	助成単価 (円/10a)	助成金(円)	備考
耕起	13.6	1,000	136,000	
代掻き	12.0	1,200	144,000	
田植え	15.2	1,100	168,000	千円未満切上
刈り取り	31.6	3,300	1,043,000	千円未満切上
計	72.2		1,491,000	

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	米助成
使途の分類 (記号番号)	1 2 2
具体的内容 [支出の項目]	加工用米需要者団体等との出荷契約に基づき出荷された加工用米で、助成要件に適合する取り組みを行う農業者及び農業生産法人に対する助成を実施する。
効果	当地域は、水田作付けを基本とする農業地域であり、加工用米に対する取り組みは、生産調整の推進上、特に有効である。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 国が定める助成水田において、権原に基づき加工用米の作付をしている農業者及び農業生産法人のうち、本協議会が生産調整実施者であることを確認した者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者。</p> <p>ただし、集荷円滑化対策に係る拠出の必要のない者については、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者とみなす。</p> <p>(作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。)</p> <p>(集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付けを行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領(平成16年4月1日付け15総食828号総合食料局長通知。)第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。)</p> <p>その他の要件 加工用米需要者団体等との出荷契約に基づき出荷された加工用米であること。</p>
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 加工用米の確認 <p>あいち尾東農業協同組合から提供された加工用米出荷状況の情報</p>
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	玄米 60kg 当たり 1,000 円以内
単価調整の方法	<p>本使途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の使途から流用を受けることができる。ただし、担い手集積加算事業分は除く。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の使途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。 調整後の単価 = 調整前の単価 × (本使途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 助成必要額</p>

助成金の使途の名称	農地流動化助成
使途の分類 (記号番号)	D 3 1
具体的内容 [支出の項目]	水田の地権者と担い手農家との間で結ばれる利用権設定で、担い手に対し毎年その契約面積に応じて定額助成を実施する。
効果	担い手へ土地利用集積を推進することにより担い手の育成を図る。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 本協議会が生産調整実施者であることを確認した者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者。 ただし、集荷円滑化対策に係る拠出の必要のない者については、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者とみなす。 (作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。) (集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付けを行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領(平成16年4月1日付け15総食828号総合食料局長通知。)第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。) 東郷町地域水田農業ビジョンで定める担い手。 <p>対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> 東郷町内にある国が定めた助成水田で、担い手が当該年度の8月1日現在において利用権設定をしており、水稻、野菜、麦類、豆類、飼料作物及び景観形成作物のいずれかを作付けした水田。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田の地権者と担い手農家との間で結ばれる利用権設定であること。
確認方法	<p>利用権設定の確認</p> <p>東郷町から提供された公的資料との照合(利用権設定については告示書の写し。設定解除については、農地法第20条の規定による通知書の写し。)</p> <p>作付けの確認</p> <p>水稻の作付けは、水稻生産実施計画書と水稻共済引受面積との突合等で確認し、水稻作付け以外は、現地確認(原則として8月1日現在)を実施する。</p> <p>担い手農家の確認</p> <p>東郷町地域水田農業ビジョンで確認する。</p>
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	10アール当たり2,000円以内 助成金は、毎年交付するものとし、少数点以下の端数については、切捨てるものとする。
単価調整の方法	<p>本使途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の使途から流用を受けることができる。また、活用額に余剰が生じたときは、他の使途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。 調整後の単価 = 調整前の単価 × (本使途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 助成必要額</p>

助成金の使途の名称	作業受託助成（産地づくり特別加算事業分）
使途の分類 （記号番号）	D 4 1
具体的内容 [支出の項目]	担い手が作業受託した場合、その作業面積に応じて、毎年助成を実施する。
効果	担い手の安定経営と育成を図るとともに、遊休農地の解消を図る。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 本協議会が生産調整実施者であることを確認した者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者。 ただし、集荷円滑化対策に係る拠出の必要のない者については、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者とみなす。 （作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。） （集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付けを行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号総合食料局長通知。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。） 東郷町地域水田農業ビジョンで定める担い手。 <p>対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が定めた助成水田で、担い手が受託した水田の保全並びに水稻の作付けに係る作業を実施した水田。 町外への出作についても、助成の対象とする。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 助成対象作業は、耕起・代掻き・田植え・刈り取りの4作業とする。 4月から12月までに実施された作業に限る。 あいち尾東農業協同組合に申込みしたものに限る。
確認方法	<p>作業実施の確認（出作も含む）</p> <p>あいち尾東農業協同組合から提供された情報（農作業委託申込情報、作業日報等の情報）</p> <p>担い手農家の確認</p> <p>東郷町地域水田農業ビジョンで確認する。</p>
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	<p>耕起 10アール当たり1,000円以内</p> <p>代掻き 10アール当たり1,200円以内</p> <p>田植え 10アール当たり1,100円以内</p> <p>刈り取り 10アール当たり3,300円以内</p> <p>助成金は、毎年交付するものとし、少数点以下の端数については、切捨てるものとする。</p>
単価調整の方法	<p>本使途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の使途から流用を受けることができる。また、活用額に余剰が生じたときは、他の使途（ただし、「米助成」については、担い手集積加算からの活用額分を除く）に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。 調整後の単価 = 調整前の単価 × (本使途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 助成必要額</p>

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	米価下落に対する助成
助成要件	<p>交付対象者 本協議会が生産調整実施者であることを確認した者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る拠出を行っている者のうち、本年産の米穀の作付けを行っている者。 ただし、品目横断的経営安定対策の加入者は除く。</p> <p>助成対象水田 国が定める助成水田において、作付確定面積の範囲内で主食用等水稻の作付けを行った水田。</p>
確認方法	<p>助成対象者 生産調整実施者は、共通事項の(3)により確認 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者及び品目横断的経営安定対策に加入していない者の確認は、東海農政局から提供された情報により確認</p> <p>助成対象水田 共通事項(2)により確認。</p>
助成水準	水稻作付け 10a 当たり 17,000 円
基準収入及び当年産収入の算出方法	<p>(1) 基準収入の算出方法及び算出額 基準収入の算出は、地域協議会を構成している市町村(以下「市町村」という。)ごとに5年前年産から前年産までの5か年における各年産の10アール当たり稲作収入の最高値及び最低値を除いた3か年の平均により算出するものとする。 の各年産の10アール当たり稲作収入については、各年産の60キログラム当たりの販売価格に農林水産省統計部が公表する各市町村の10アール当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。 ただし、10アール当たり収量について、平成16年産以降は、農林水産省が公表する各年産の10月15日現在における作況指数が全国101以上であり、かつ、愛知県で101以上、かつ、作柄表示地帯で101以上の場合は、市町村別平均単収(農林水産統計における、前年産までの過去最近7か年の市町村別10アール当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を除いた5か年分の平均した値。品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の4の(3)のイの(イ)で算出される市町村別の標準単収)とする。 の米穀の60キログラム当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター(以下「センター」という。)が定める米穀の売買取引に係る業務規程に定める通年取引若しくは期別取引(平成17年以前産米の取引にあつては基本取引とする。以下同じ。)又は特定取引(平成17年以前産米の取引にあつては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。)のうち早場米を対象として行う取引(以下「早期米取引」という。)が行われた愛知県産の産地品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位3銘柄(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産については、当該2銘柄とする。)について、センターが公表した入札取引された各銘柄の価格(包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあつては当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。)を年産を通して入札回数ごとの落札数量で加重平均した価格(以下「年産平均価格」という。)を各銘柄の落札数量で加重平均した価格(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあつては当該1銘柄についての年産平均価格とする。)とする。 ただし、前年産については、生産年の翌年3月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いるものとする。 なお、当年産及び前年産から5年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあつては、当年産及び前年産から5年前までの販売価格として、通年取引、期別取引が行われた全銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格を使用するものとする。</p> <p>(2) 当年産収入の算出方法 当年産収入の算出は、生産年の翌年の1月末までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、(1)の 及び に準じて当年産収入を算出するものとする。</p>

<p>補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)</p>	<p>1 (基準収入 - 当年産収入) × 0.9が 助成水準を上回る場合は、助成水準が補てん単価 助成水準を下回る場合は、「(基準収入 - 当年産収入) × 0.9」 が補てん単価。 2 営農計画書に記載された主食用等水稻作付面積に、10 a当たりの補て ん単価を乗じることにより算出する。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上回るこ とが明らかになった場合、次式により単価調整を行う。 調整後の単価 = 調整前の単価 × (当初の助成水準の設定の際に推定した面 積 / 営農計画書による申請面積)</p>

「(ウ) 担い手集積加算事業」は、本協議会は実施しない。

3 新需給調整システム定着交付金助成事業

(1) 総括表

用途の区分及び用途の名称	作目等区分	員数	単価	金額 (円)	備考
1 大幅な超過達成に関する用途					
2 地域振興作物の振興に関する用途					
3 その他意欲的な生産調整に関する用途	加工用米	(俵) 580	(円以内/俵) 1,000	580,000	
	合計			580,000	

(注) 員数の欄には、金額を算出する基となる面積、数量等の数値と単位を記入すること。

(2) 用途ごとの内容

用途の名称	その他意欲的な生産調整の取り組みに関する用途
作物等区分	加工用米
具体的内容	加工用米需要者団体等との出荷契約に基づき出荷された加工用米で、助成要件に適合する取り組みを行う農業者及び農業生産法人に対する助成を実施する。
効果	当地域は、水田作付けを基本とする農業地域であり、加工用米に対する取り組みは、生産調整の推進上、特に有効である。
助成要件	<p>交付対象者</p> <p>国が定める助成水田において、権原に基づき加工用米の作付をしている農業者及び農業生産法人のうち、本協議会が生産調整実施者であることを確認した者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る抛出行を行っている者。</p> <p>ただし、集荷円滑化対策に係る抛出の必要のない者については、集荷円滑化対策に係る抛出行を行っている者とみなす。</p> <p>(作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。)</p> <p>(集荷円滑化対策の生産者抛出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付けを行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領(平成16年4月1日付け15総食828号総合食料局長通知。)第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者抛出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。)</p> <p>ただし、集荷円滑化対策に係る抛出の必要のない者については、集荷円滑化対策に係る抛出行を行っている者とみなす。</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工用米需要者団体等との出荷契約に基づき出荷された加工用米であること。 地域協議会助成事業の交付金の交付対象が加工用米であった場合も、重複して交付できるものとする。
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 加工用米の確認 <p>あいち尾東農業協同組合から提供された加工用米出荷状況の情報</p>
助成水準 (助成額の算定方法)	玄米 60 k g 当たり 1,000 円以内
単価調整の方法	<p>県段階の協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が交付予定額を上回る場合は、交付申請額の合計が交付予定額以内となるよう助成単価の調整を行う。</p> <p>調整後の助成単価 = 1,000 円 × 40,000 千円 ÷ 「地域振興作物の振興に関する用途」「大幅な超過達成に関する用途」及び「その他意欲的な生産調整の取組に関する用途」の申請額の合計</p>

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	生産数量目標の補正
		1,067
合 計	1,067	

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	生産数量目標の補正
		1,067